

目 次

1. 制度の概要	1
(1) 財産債務調書提出制度	1
(2) 国外財産調書提出制度	1
2. 提出義務者	6
(1) 財産債務調書の提出義務者	6
(2) 国外財産調書の提出義務者	6
(3) 注意すべき点	7
3. 財産債務調書及び国外財産調書の記載方法	8
(1) 財産債務調書の記載要領	8
① 財産に関する記載事項（金融資産、有価証券、不動産など）	8
② 債務に関する記載事項（未払金、借入金など）	10
③ 事業用資産の取扱い	10
④ 土地建物が区分されていない資産の取扱い	11
⑤ 特定口座や非課税口座内で保有する有価証券等の取扱い	11
⑥ 財産の所在地の記載方法	12
⑦ 国外財産の取扱い	13
(2) 電国外財産調書の記載要領	14
① 財産の所在の判定	14
② 国外財産調書に関する記載事項	15
③ 土地建物が区分されていない資産の取扱い	16
④ 財産債務調書との関係	16
4. 財産債務調書及び国外財産調書に記載する財産等の価額	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 種類別の財産の価額の算定方法	18
(3) 有価証券の価額等の注意点	21
(4) 家庭用動産の価額等の注意点	23
(5) 財産等の価額における注意点	23
(6) 債務の金額の計算	25
(7) 国外財産調書の価額の計算	26

5. 財産債務調書及び国外財産調書に係る過少申告加算税等の特例 27

(1) 特例の概要..... 27

(2) 過少申告加算税等の軽減措置..... 27

(3) 過少申告加算税等の加重措置..... 27

(4) 罰則規定 29

6. 具体例 30

講師プロフィール 33

1. 制度の概要

(1) 財産債務調書提出制度

平成 27 年度の税制改正において、所得税及び相続税の申告の適正性を確保する観点から、『財産及び債務の明細書』を見直し、一定の基準を満たす者に対し、保有する財産の種類、数量、価額並びに債務の金額などを記載した『財産債務調書』を、翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出するという制度が創設されました。

なお、財産債務調書を提出する際には、財産債務調書に記載した財産の価額及び債務の金額をその種類ごとに合計した金額を記載した『財産債務調書合計表』を添付する必要があります。

また、『財産債務調書』を期限内に提出した場合には、所得税や相続税の修正申告等に係る過少申告加算税等が軽減され、期限内に提出しない場合やその調書に財産の記載がない場合には、その過少申告加算税等が重課となり、さらに罰則などの規定も整備されることとなりました。

(2) 国外財産調書提出制度

平成 24 年度の税制改正において、近年における国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る課税の適正化を目的として、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を保有する居住者（非永住者の方を除く）については、国外財産の内容を記載した『国外財産調書』を翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出するという制度が創設されました。（平成 25 年分の所得税から適用）

なお、国外財産調書を提出する際には、国外財産調書に記載した財産の価額をその種類ごとに合計した金額を記載した『国外財産調書合計表』を添付する必要があります。

また、平成 27 年分の所得税より、『国外財産調書』を期限内に提出した場合には、所得税や相続税の修正申告等に係る過少申告加算税等が軽減され、期限内に提出しない場合やその調書に財産の記載がない場合には、その過少申告加算税等が重課となり、さらに罰則などの規定も整備されることとなりました。